

第14回 司法制度改革推進本部顧問会議 意見

顧問 笹 森 清

1. 司法制度改革の基本的方向性
 - ・各検討会の目指すべきは、司法制度改革審議会意見書の基本理念の具現化
 - ・顧問会議の役割の再確認

2. 重要課題について
 - (1) 裁判員・刑事検討会
 - ・裁判員制度は審議会意見書の精神に戻った検討をすべき
「開かれた司法」「統治客体から統治主体へ」「大きな参加か、ささやかな関与か」
「国民を信頼しなければ裁判員制度は成立せず」
 - ・守秘義務の範囲は狭く、報道規制は自主的ガイドラインで
 - ・座長試案の取り扱い

 - (2) 労働検討会
 - ・労働審判制の具体的設計にあたっては、関係者の意見を十分踏まえること
 - ・労使審判官の研修制度に国の予算措置を含め十分な配慮

 - (3) 行政訴訟検討会
 - ・原告適格も対象事件も可能な限り拡大
 - ・義務付け判決、差止め判決を認め明文化
 - ・判決前の仮の救済制度の整備
 - ・さらに大きな改革に向けた方向付け
 - ・個別実体法の見直し

 - (4) 司法アクセス検討会
 - ・労働事件には敗訴者負担制度の導入はしないこと

 - (5) ADR 検討会
 - ・ADRは発展途上。弁護士法72条の改正は慎重を期すべき

 - (6) 法令の外国語翻訳
 - ・国際化に対応した法令の外国語翻訳の体制整備

以上